

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

愛媛厚生年金 事案 1084

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 15 日から 33 年 4 月 1 日まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 1 月 28 日まで

A社（現在は、B社）に昭和 30 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 27 日までの期間勤務した。

申立期間①はA社（C市）、申立期間②は同社D出張所（D市）に勤務し、一緒に勤務した同僚を記憶している。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が記憶する複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、その勤務期間までは覚えていない。」旨を証言しており、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての証言は得られない。

また、B社は、「申立期間当時の関係資料は無く、申立内容を確認できない。」旨を回答している上、申立期間当時の社会保険事務担当及び経理担当であったとされる者は、いずれも既に死亡しており、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間②について、申立人は、A社D出張所に係る厚生年金保険の記録が無い旨を申し立てているが、オンライン記録及び事業所名簿に当該事業所の記録は無く、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人は、健康保険被保険者番号*番で記録され、昭和 30 年 8 月 1 日から 31 年 7 月 15 日までの期間の被保険者記録が確認できるが、当該記録のほかには、申立人の記録は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 1085

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 35 年 4 月まで

A 社に、申立期間当時、実演販売の営業担当として勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する A 社の上司が所持するメモ（昭和 30 年から 34 年までの新規営業担当の氏名等を記載したもの）の昭和 32 年の欄に、申立人の姓が記載されていることが確認でき、当該上司は申立人のことを記憶していることから、勤務した期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は無い上、同社は、昭和 32 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部（昭和 31 年 4 月から 32 年 4 月まで）は適用事業所ではなかったことが、オンライン記録及び事業所名簿から確認できる。

また、申立期間当時の A 社の従業員数について、申立人は、「営業担当が 20 人、事務員が 4 人だった。」と申し立てており、同僚 3 人は、それぞれ、35 人、40 人、50 人程度であった旨を証言しているところ、申立期間当時の厚生年金保険被保険者数は、最も多い時期で 15 人であることが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認でき、同僚（一人）は、「営業の担当者は、ほとんどが厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨を証言しており、申立人が記憶する営業担当の同僚及び前述のメモの昭和 32 年の欄に記載されている同僚 3 人（申立人を除く。）は、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことから、申立期間当時、同社では、必ずしも全ての従業員までは、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがわれる。

さらに、A 社は、昭和 49 年 10 月 1 日に解散している上、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。